

1/9
(水)

平成31年 消防出初式

消防では、1月9日(水)に平成31年消防出初式をおこないます。午後1時にサイレンを吹鳴しますので、火災とお間違いになりませんようご注意ください。

- 日 時 平成31年1月9日(水)
- 日 程
 - ・整 列 — 消防庁舎前 (午後1時)
 - ・パレード — 市街地区 (午後1時20分頃)
 - ・分列行進 — 役場前 (午後2時頃)
 - ・式 典 — 公民館 (午後2時30分頃)



■詳しくは消防署和寒支署まで(TEL32-2119)

広報わづさむ お知らせ版

2018.12.27

NO.244

1/13
(日)

平成31年成人式のお知らせ

平成31年成人式は、下記の日程で開催します。

- 日 時 平成31年1月13日(日) 開会 午後3時30分～
- 場 所 公民館
- 対象者 平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれまでの方



平成31年成人式該当者については、住民基本台帳等を用いて案内状を発送しました。もし、手元に届いていない場合はお手数ですが教育委員会までご連絡ください。

※ 平成31年成人式の出欠確認(ハガキ)をまだ投函していない方がいましたら、お急ぎの上ご投函ください。

■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL.32-2477)

1/16
(水)

カレンダーリサイクル市を開催します

2年おきに実施している「福祉映画祭」資金造成のために、カレンダーや手帳を格安で販売する『カレンダーリサイクル市』を開催します。各種カレンダーや手帳をたくさん用意していますので、ぜひ足をお運びください。

また、ご家庭で不要なカレンダーなどありましたら社会福祉協議会又は保健福祉センターへ提供をお願いします。

当日は、災害発生時の炊き出し訓練として、ボランティアクラブが豚汁とおにぎりを作り、来場の皆様に提供する予定です。

皆さまのお越しをお待ちしています。

- 日 時 1月16日(水) 午前11時～午後2時
- 場 所 保健福祉センター「多目的ホール」

■詳しくは和寒町社会福祉協議会まで(TEL32-3666)

1/20
(日)

りんご湯で元気いっぱい!

今回の変わり湯は、「りんご湯」です。この湯は、冷え性予防や血行・新陳代謝の促進があります。ぜひ、りんごを入れたお風呂をお楽しみください。

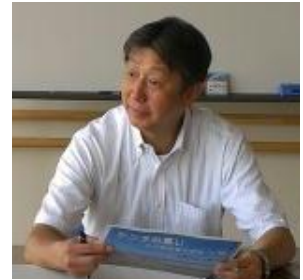
- 日 時 1月20日(日)
午後3時30分～午後9時
- 場 所 保養センター



■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)

和寒町立小中学校連携教育推進協議会では、下記の日程で講演会を開催します。旭川市立北門中学校長村田昌俊氏を講師に『気になる子どもの発達～教育相談を通して見えるもの～』と題し講演をいただきます。皆さまの参加をお待ちしています。

- 日 時 1月25日(金) 午後6時30分～
- 場 所 公民館
- 講 師 村田昌俊氏 旭川市立北門中学校長
北海道高機能広汎性発達障害児者親の会(ドンマイの会)代表

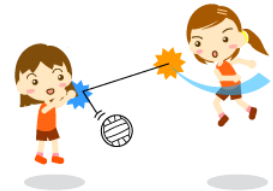


「私」は17年間の教育実践の中で出会った子どもたちとの関わりを通して多くのことを学びました。特に最初の8年間の登校拒否・不登校の子どもたちとのつきあいからは、本当に多くのことを学んだと思っています。講演では、「私」という存在の教育現場での葛藤や悩みの過程を掘り下げ、自分なりの体験を客観化しながら、「子どもの成長発達」・「人間の内面の奥深さ」・「社会と個人そして文化の関係」等の視点を保ち、「今、子どもをどのように理解し、いかに受け止め多様なニーズにどう応えていくか」ということをみんなで考えてみたいと思います。

■詳しくは教育委員会庶務学校教育係まで(TEL32-2477)

運動不足になりがちなこの時期、ミニバレーで心地よい汗を流してみませんか？

- 日 時 2月10日(日) 開会式：午前9時 競技開始：午前9時30分
- 場 所 和寒町総合体育館
- 参加対象者 町内に在住又は勤務する18歳以上の女性
- 参 加 料 1チーム500円
- チーム編成 1チーム6人以内(4人制・交替2名・主将含む)
 - ◎ミドル : コート内4人の合計年齢が229歳以下
 - ◎シニア : コート内4人の合計年齢が230歳以上
 - ※コート内4選手の合計が常時、上記区分であること。
 - ※年齢計算は平成31年2月10日現在とする。
- ゲーム方法 全日本ミニバレーオフィシャルルールに準ずる
- 入 賞 各組3位まで表彰
- 申 込 1月25日(金)までに総合体育館(TEL32-4470)または和寒郵便局(TEL32-2080)へご連絡ください。



■詳しくはミニバレー協会事務局 赤石和子さんまで(TEL32-2607)

文芸和寒第48号 原稿募集

公民館では、豊かな心と潤いのある地域づくりを目指した文化活動の推進のため、町民文芸誌『文芸和寒』を発刊します。

皆さまの寄稿をお待ちしています。

- 文芸誌名 「文芸和寒第48号」
- 応募資格 町民もしくは和寒町にゆかりのある方
- 作品内容 随想(4,000字以内)詩・短歌・俳句(10点以内)
- 応募方法 住所、氏名、サークル等に加盟している場合は団体名を明記し
1月25日(金)までに教育委員会社会教育係までお寄せください。



■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

不妊治療費の一部助成について

不妊治療は一般的に高額で、継続した治療を必要とする場合も少なくないことから、町では不妊治療費の一部を助成しています。下記の要件を満たす方はぜひご利用ください。

【対象・要件】

- 治療期間初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦で以下のすべての要件を満たす方
- ・夫婦いずれかが和寒町に住所を有し、婚姻している
 - ・北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた方
 - ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満



【助成内容および限度額】

- ・タイミング法および人工授精等の治療について、1回につき10万円まで
- ・特定不妊治療について「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成を受け、それを上回る費用について1回につき20万円まで

【その他】

助成回数や申請方法については、和寒町役場ホームページ（保健福祉課 保健係『各種助成事業』）をご覧ください。下記までお問い合わせください。

■詳しくは保健福祉課保健係まで(TEL32-2000)

働いている調理師の皆さまへ！

調理師法では、2年ごとに調理従事場所等を届け出ることが義務付けられ、今年は届け出が必要な年となっています。

下記の①又は②で従事されている方は、平成31年1月15日までに平成30年12月31日現在の状況をご記入の上、働いている地域の北海道全調理師会各支部に届けてください。

- ①寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設。
- ②飲食店営業、魚介類販売業、惣菜製造業



届出用紙は、一般社団法人北海道全調理師会、土別支部、最寄りの総合振興局保健環境部保健行政室、地域保健室及び地域保健支所に備えてあります。

また、インターネットを利用した届け出も可能です。

下記アドレス【URL】から接続してください。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uSEbFakL>

■詳しくは 北海道全調理師会(TEL011-511-1326)
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課(TEL011-231-4111 内線 25-516)
名寄保健所(TEL01654-2-2022)

バスの運行状況がわかる便利なサイト「バスキタ旭川」

旭川電気軌道、道北バスの路線バスをリアルタイムで確認できる便利なサイト「バスキタ旭川」はご存知ですか？

経路検索や、「〇分遅れです」などの運行情報も見ることができる便利なサイトです。

スマートフォンや
パソコンから

バスキタ 旭川

検索

無料



■役場総務課まちづくり推進係まで(TEL32-2421)

不動産の所有者がなくなったら相続登記を！

不動産の登録名義人（所有者）が死亡した場合には、不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）において、「相続による所有権移転」の登記が必要です。

しかし、最近は、相続登記が未了のまま放置されるケースが多くなっており、相続登記の未了は、「所有者不明土地問題」などの様々な社会問題の要因となっています。

相続登記をしないとこんなトラブルになることも…

- 相続人が他にもいる場合、税金を支払っていても、自分の所有になるわけではありません。
- 父の死亡後、兄弟も亡くなったため、相続の話合いが兄弟間だけでは済まなくなった！
- 土地が亡母の名義になっていて、すぐに売ったり、お金を借りたりすることができない！
- 父の死亡後、母が認知症となったため、裁判所で後見人を選任してもらわなければならなくなった！
- 父の死亡後も相続するつもりがない土地・建物があり、そのままにしていたけれど隣家に悪影響が出て、自分に全額弁償を求められた！

相続手続には、「法定相続情報証明制度」をご利用ください！

「法定相続情報証明制度」は、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるかを証明する制度です。

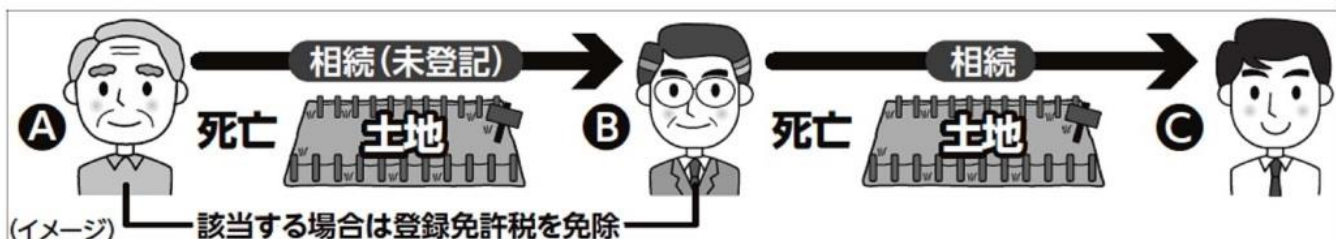
この制度を利用すると、相続登記を含む各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

相続登記の登録免許税の免税措置が始まりました！

次の①又は②の土地の相続登記について、登録免許税が免税される場合があります。

- ① 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記



- ② 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地のうち、不動産の価格が10万円以下の土地に係る相続登記

未来につなぐ相続登記を！

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、未来につながる相続登記をしませんか？

詳しくは、下記のお問合せ先又はホームページでご確認ください。

【お問い合わせ先】

旭川地方法務局名寄支局 Tel.01654-2-2349

【法務局ホームページ】

<http://houmukyoku.moj.go.jp>

